

## 羅什訳「中論」における「法」について

八 力 広 喜

はじめに

羅什訳（青目釈）「中論」には訳語として「法」という語がたびたびもちいられている。周知のごとく「法」の原語は *dharma* (*chos*) であることは言うまでもないが、羅什は「中論」に *bhāva* (*dhos-po*) をも「法」と訳出している。*bhāva* は言うまでもなく語源的には *bu* より作られた語であるから、「生成すること」「ものが作り出された状態」を意味し、「存在するもの」「存在」というような意味をもつ語である。漢訳ではふつう「有」「性」「事」などと訳されることが多い。羅什はこの *bhāva* を「法」と訳出したが、このことに特別の意味があるのであろうか。後に詳細にふれるつもりであるが、ともかく羅什は「法」という語を好んでもちいているようである。むしろこれは羅什だけに限ったことではなく、「中論」の他の二漢訳にも同様なことが言われ、従って漢訳そのものが「法」という語を多用する傾向にあり、その点で羅什も例外ではない、と言ったほうが適切かもしれない。

羅什は *dharma* と *bhāva* とを特別区別することなく「法」と訳出しているが、仏教本来からは、*dharma* として

の「法」は重要な概念をもつ語である。もとより羅什も法華經における *saddharma* を「妙法」と訳出したぐらいであるから *dharma* の重要性を知らないことはないであろう。

実は *dharma* そのものの概念については、中村元博士をはじめ<sup>(2)</sup>、最近の平川彰博士による考察のごとく<sup>(3)</sup>、その多様性には我々も困惑する程である。しかし、*bhāva* を先にかかげた意味にとると、*dharma* のいくつがある定義の中に包摂されてしまうようである。その意味で羅什が *bhāva* を「法」と訳出したのならば全くあたらないとは言えなくなる。このことはすでに、羽溪了諦博士<sup>(4)</sup>、宇井伯寿博士<sup>(5)</sup>などにより指摘せられ、「中論」における *bhāva* は *dharma* と同義であるとされた。しかし、より正確に言うならば、*dharma* のもつ意味の範囲より、*bhāva* のもつ範囲が狭いのであるから、直ちに同義とは言えない点もでてくるのではなからうか。ここで「中論」の作者ナーガルジュナが考えていた *dharma* と *bhāva* とを理解する必要があるのである。「中論」はふつう「人法二空を明かす」<sup>(6)</sup>と言われるごとく、人空・法空を明らかにするものである。この場合の「法空」の「法」は *dharma* であろうが、*bhāva* との関係はどうであろうか。「中論」にはこれらの関係を示す偈があるであろうか。

また、羅什によって後の中国仏教に特別の意味をもつにいたった「諸法実相」との関係はどうであろうか。

本稿では、これらのことについて、「中論」の偈文の諸訳対照表を掲げながら、羅什訳「中論」における「法」の特徴を考察したいと思う。

「中論」における訳語「法」比較対照表

次に掲げる表は「中論」の漢訳にでてくる「法」をとりあげ、相当する原語とを対照したものである。ただし、原語としては bhava と dharma のみをとりあげて示すことにした。漢訳は合成語をもとりあげて示した。なお、三漢訳は

青目釈鳩摩羅什訳中論(什訳) 清弁釈波羅頗密多羅訳般若灯論(灯論) 安慧造惟浄訳大乘中観釈論(釈論) である。また、サンスクリット本はプサン刊本を使用し、チベット訳は便宜上、プサン刊本のノートにある偈文を参照した。

訳語比較対照表

番号	章	偈	Skt	Tib	釈	訳	灯	論	釈	論	備	考
1	I	1	bh (āva)	d (ños)-po	諸	法	一	物	諸	法		灯論は相当偈なし
2		2	bh	d-po	諸	法	な	体	諸	法		釈論は相当偈なし
3		3			諸	法	な	し	な	し		灯論は相当偈なし
4		5			是	法(2)	な	法	な	し		( )内の数字は回数を示す
5		7	dh(arma)	ch(os)	果		法	な	法	し		什訳 nirodha を滅法とする。灯論釈
6		8	dh	ch	果		諸	法	法	し		論も同じ

7	9	dh(2)		微無	妙緣	無法	緣	法体	な無	緣	し法	什訳 san dharma を微妙法とする。前 dharma を無緣法とする。釈論は前半偈なし
8	10	bh	d-po	諸	事	諸	法	法	諸	法	法(2)	相当語がないが漢訳三訳は事・法を補って訳している
9	3			去	法(2)	去	去(2)	者	去	去	法(2)	
10	6			去	法(2)	去	去(2)	者	去	去	法(2)	
11	7			去	法(2)	去	去(2)	者	去	去	法(2)	
12	9			去	法	去	去	者	去	去	法	釈論は相当偈なし
13	10			去	法	去	去	者	去	去	法	釈論は相当偈なし
14	17			去	法	去	去	者	去	去	法	釈論は相当偈なし
15	18			去	法(2)	去	去(2)	者	去	去	法	釈論は法の語なし 釈論は相当偈なし
16	19			去	法	去	去	者	去	去	法	
17	20			去	法	去	去	者	去	去	法	
18	21			去	法	去	去	者	去	去	法	
19	22			去	法	去	去	者	去	去	法	
20	25			去	法	去	去	者	去	去	法	
21	3			去	法	去	去	者	去	去	法	
22	5			去	法	去	去	者	去	去	法	
23	7			去	法	去	去	者	去	去	法	
24	2			去	法	去	去	者	去	去	法	
25	7	bh	d-po	一色	切	諸色	種	法陰	一色	法切	法法	什訳灯論相当訳なし 色陰を釈論は色法とする

番号	章	偈	Skt	Tib	什	訳	灯	論	釈	論	備	考
26	V	1	bh	d	虚	法	虚	相	虚	空		
27		2	bh		空	法(2)	有	体	体	体		
28		4	bh		法	法(4)	有	体	有	相		灯論釈論相当訳なし
29		5	bh	d-po	物	有	有	体	有	有	体	
30	VI	6	bh	d-po	有	法	有	体	有	有		
31		7	bh	d-po	有	法	有	体	有	有		
32		8	bh	d-rnams	諸	法	諸	者	染	染		釈論は相当訳なし
33		1			染	法(2)	染	者(2)	染	法(2)		
34		3			染	法(2)	染	染(2)	染	法(2)		
35		4			染	法(2)	諸	染(2)	染	法		
36		10	dh	ch-rnams	諸	法	諸	法	諸	法		Skt は sarvadharma (一切法)である
37		VII	9			生	法	起	生	生	法	
38	14				生	法(2)	起	生	法		灯論相当偈なし	
39	17		bh	d-po	法	法	な	法	有	法		
40	18				法	法	一	法	有	法		
41	20			法	法	有	法	有	法			
42	21	bh	d-po	有	法	有	法	有	法		什訳諸法に対する訳なし	
43	22			諸	法	有	法	有	法			
44	23	bh	d-po	住	法	住	体	住	住			
45	24			諸	法	住	体	住	住		灯論釈論相当訳なし	



番号	章	偈	Sket	Tib	什	訳	灯	論	釈	論	備	考
67	X	8			法	法	法	法	法	法		
68		10	bh	d-po	法	法	法	法	法	法		
69		11	bh	d-po	法	法	法	法	法	法		
70		13			法	法	法	法	法	法		
71		15			法	法	法	法	法	法		
72		16	bh	d-po-rnamas	一切等諸法	法	法	法	法	法		
73	XI	7			諸	法	法	法	法	法		
74		8	bh	d-rnamas	一切法	法	法	法	法	法		
75	XII	8			法	法	法	法	法	法		
76		10	bh	d-po-rnamas	万相	法	法	法	法	法		
77	XIII	1										
78		2										
79		3	bh(2)	d-rnamas d-po	諸一諸	法	法	法	法	法		
80		4			諸一諸	法	法	法	法	法		
81		5(4)			諸一諸	法	法	法	法	法		
82		6(5)			法	法	法	法	法	法		
83		7(6)			是	法	法	法	法	法		
84		8(7)			法	法	法	法	法	法		
85		9(8)			法	法	法	法	法	法		

釈論相当訳なし

釈論相当偈なし

什訳相当訳なし

梵文の偈なし 灯論釈論相当偈なし

偈の( )は梵文の偈数

釈論相当訳なし





番号	章	偈	Skt	Tib	什	訳	灯	論	釈	論	備	考
105		5	dh	ch	七心	法徳法	七心	業法	業心	法		
106		9			心福不	失失法	法失失	法	不不	失		
107		11	dh	ch	不	不	不	不	不	失		
108		14			不	不	不	不	不	失		
109		15			不	不	不	不	不	失		
110		17			不	不	不	不	不	失		
111		18	dh	ch						失法		什訳相当訳なし 三漢訳相当訳なし しかし不失法を指すものか
112		20	jh	ch	不	失	不此	不此	不此	失法		
113		22			是常言	法	法	法	不此	失法		釈論相当訳なし
114		24			語	法	語	法	な	し		釈論相当訳なし
115		25			語	法	語	法	な	し		什訳灯論相当訳なし
116		33			諸法(実相)	法	法	法	諸余	法		什訳灯論相当訳なし
117	XVIII	6			諸法(実相)	法	法	法	法	法		
118		7	dh-tā	ch-ñid	諸法(実相)	法	証	法性法	法	法		
119		8			仏	法	所法	法	法	法		
120		10			法味	法	物法	法	正声	法		
121		11			仏	法	物法	法	正声	法		
122		12			物	法	物	法	正声	法		
123	XIX	4			物	法	物	法	正声	法		
124		6	bh	d-po	物	法	物	法	正声	法		



番号	章	偈	Skt	Tib	什訳	灯論	積論	備	考
148		8	dh	ch	法著	法境界	性		積論相当偈なし 積論相当訳なし
149		15			法著				
150		16							
151		20	bh	d-po			執		梵文のみの偈三漢訳相当偈なし 什訳灯論相当訳なし以下同
152		21					法		
153		22					法		
154		23					法		
155	XXIV	1					法		
156		4	dh	ch	一法	法	法		梵文は sad dharma
157		5	dh	ch	法	法	法		
158		6	dh	ch	法	法	法		
159		7					諸		
160		8	dh	ch	(説)法	(説)法	(説)法		什訳灯論相当訳なし
161		9			仏	仏	仏		
162		11					法		什訳灯論相当訳なし
163		12	dh	ch	是	(説)法	(説)法		什訳積論相当訳なし
164		13							
165		14							
166		16	bh(2)	d-po(2)	一切法	一切法	一切法		
167		17			諸作	諸作	諸作		



番号	章	偈	Skt	Tib	什	訳	灯	論	釈	論	備	考
189		12	bh	d-po		有	な	し	有			灯論相当偈なし
190		13	bh	d-po		有	有	自	有			灯論相当偈なし
191		14	bh	d-po		有	有	体	有			灯論相当偈なし
192		16	bh	d-po		有	有	別	有			灯論相当偈なし
193		19			少	別	少	別	少			灯論相当偈なし
194		20			少	分	少	法	少			灯論相当偈なし
195		22	dh	ch		切	許	法	諸			灯論相当偈なし
196		24	dh	ch		切	所	得	諸			灯論相当偈なし
197	XXVI	9				減	減	常	減			灯論相当偈なし
198	XXVIII	15				法	常	常	常			灯論相当偈なし
199		19				法			常			灯論相当偈なし
200		29	bh	d-po		切	一	法	切			灯論相当偈なし
201		30	dh	ch		法	微	法	一			灯論相当偈なし

以上の表によると、三漢訳がいかに「法」という語を多用しているか明白となるであろう。勿論、この比較対照表によっては三人の漢訳者が同じテキストを使用したかどうかは不明である。従って現在のサンسكريットテキストとの比較にはおのずから限界のあることもまた否定できない。しかし、漢訳の「法」の多用の証明はこの表で十分であ

ろうし、また、現存サンスクリットテキストと漢訳との附合の度合いもかなり程度の高いものであるから、今はテキスト間の異同は問題としないことにする。

そこでこの表によってまず注意をひくのは第二章「已去未已の考察」において、サンスクリット本では「法」に相当する語がないのに、漢訳は「去法」としてしていることである。

一例をあげると第二章第三偈は次のごとくである。

*samyamānasya gamanānī katham namo' papatsyate* /

*samyamānānī hy agamanānī yadā nai'vo' papadyate* // (7)

「去りつつあるものにとって去ることがどうして可能であろう。

何故なら去ることなくして去りつつあるものは不可能であるから。」

什訳

「云何於去時 而當有去法

若離於去法 去時不可得(8)」

漢訳者は *gamana* を「去法」と訳出したのである。 *gamana* は「去るといふ働き」を意味するから、ここでの「法」は「ことがら」を示すものと言うことができるであろう。従って「去」だけでは不明瞭な語に対して概念を明確にするために「去法」したのであろう。同様なことが第六章「染と染者の考察」における「染法」にもいわれる。

このように漢訳の場合には具体的なことがらに対して「法」をつけて、一般的抽象概念を作り出すことが多いようで

ある。この場合には単なる「法」の多用というだけでなく、意味を明確にするという働きがある。この例は表にみられるように漢訳の場合比較的多い(10)。

以上は最初から原語の想定しえない場合であるが、次には bhāva についてみてゆきたい。中論第一章第一偈は

na svato nā'pi parato na dvābhyān nā'py ahetutah /  
utpannā jātu vidyante bhāvāḥ kvacana ke cana // (11)

「諸の存在するものはいかなるところにあっても、いかなるものであっても自よりも他よりも二よりも又無因より生じたものとしてあることはない。」

この bhāva を羅什は「諸法(12)」とし、灯論では「一物体」釈論では「諸法」と訳している。羅什が bhāva を「諸法」又は「(一切)法」というように「法」と訳出している個処は三十五程あり、bhāva 全体の六割強にもなる。しかし先の偈でみてきたように、この bhāva は「どこにあっても」「いかなるものであっても」と規定せられているように、時間的・空間的に「存在しているもの」を指すにはかならない。従って、この場合にはより具象的な存在を意味するものとしての「法」の範ちゅうの中に入るものであり、確かに「(諸)法」と訳出しても間違いとはいえない。特に、この第一章をはじめとして「中論」は外教の論破をも考慮に入れたものであるから(13)、不生不滅の八不中道空の開頭立場からは dharma より bhāva のほうがより明確な概念規定ができることになる。ただしこの場合は仏教内でいわれる「法」より意味の狭い点で適切な訳とは言えなくなる。同様なことが第十五章にもいわれる。羅什は第八偈において prakṛti を「法」と訳出しているが、この場合の「法」という訳語は外教との関連をのべているナ

ガルジュナの意図にとって適切であるとは言えないであろう(13)。

もともと、bhava は漢訳のしにくい語であろうが、例えば第二十五章四偈以下にでる bhava abhava はこの場合は、羅什訳のごとく有、無と訳するのが適切であるように思われる。また第二十二章第十一偈には「非法」という語がでてくるが、これは abhava に相当し、むしろ「無」とすべきものであろう(14)。このように羅什は「法」という訳語と bhava (abhava を含めて)との関係について、必ずしも統一をしているように思われないのである。

次に dharma の場合ははどうであろうか。羅什は第一章第七偈と第八偈において dharma を「果」と訳出している。この偈は因縁の否定を内容としているので、羅什は「現に存在しつつあるもの」(san dharma) を「果」とみたのであろう。また同じ第九偈には

analamhana evā'yañ san dharma upadiśyate /  
athā' nālambane dharṃe kuta ālambanañ punaḥ // (15)

「この存在しつつある法は実に無縁であると説かれた。今このように法が無縁ならば又、いずこに縁縁があるろうか。」

という文を、羅什は

「如諸仏所説 眞実微妙法

於此無縁法 云何有縁縁(16)」

とあり、san dharma と saddharma とを混用している。他の二訳は灯論は「無縁法」とし、釈論は偈が欠けていて不



明である。従って、漢訳者はこの *san dharma* の意を十分に理解することが不可能な状態にあったのかもしれない。第三十四章第四偈・第三十偈、第二十七章三十偈には *saddharma* という語がでてくるが、第二十四章はいずれも三宝の一つとしての「法宝」と訳し、第二十七章は単に「是法」とし、釈尊の教説を意味するものである。

また、*dharma adharma* としてでてくる場合には羅什は「善」「福德」「罪」と訳している<sup>(17)</sup>。この場合、*dharma* に対する *adharma* は中村元博士も指摘されたように、インド思想史上の *dharma* の理解を踏襲しているわけであり<sup>(18)</sup>、倫理的な意味あいのもつ語となる。特に、第十七章第十一偈は

*dharmasya sādhanō'pāyāḥ sukhāḥ karmapathā daśa* /  
*phalān kāmāgunāḥ pañca dharmasya pretya ce'ha ca* // (9)

「十の自業道は法の完成の方法である。後世と此世における法の果報は五欲の福である。」

「能成福德者 是十自業道

二世五欲樂 即是自業報<sup>(20)</sup>」(・・)

とあり羅什が *dharma* を「福德」と訳しているのは、前後の関係から偈を正しく理解しているといえる<sup>(21)</sup>。

これらのほかには *dharma* は釈尊の教えからはじまったいわゆる仏法という例が多いようである<sup>(22)</sup>。この場合は「諸法」とか「一切法」というように訳出しているが、これは特に注意するまでもないであろう。

やむじ' *dharma* と *bhava* の関係はどうであろうか。第七章第二十五偈には

*jarāmaraṇadharmesu sarvabhāveṣu sarvadā* /

「一切の存在が一切の時に老死法をもてる時、いかなる存在が老死を離れて住しようか。」

「所有一切法 皆是老死相」

終不見有法 離老死有住<sup>(24)</sup>」(什訳)

とあり、これが dharma と bhāva の関係を示す唯一の偈である。羅什は dharma を「相」と訳したのであるが、ここでは dharma が bhāva の相を規定していることを示しているのであって、ある「ことから」を意味するものであろう。つまり「存在」の一つの「あらわれ方」を意味するものであろう。この場合羅什が dharma を「相」と訳出したことについて「法」についての十分の理解があったと思われる<sup>(25)</sup>。

次に、羅什によって「諸法実相」と訳出された Dharmatā (法性) についてふれておきたい<sup>(25)</sup>。「中論」において羅什が「諸法実相」と訳出した第十八章第六偈・第七偈のあとに次のような偈がある。

aparapratyayān śāntān prapañcān aprapañcitān /  
nirvikalpam anānārtham etat tattvasya lakṣaṇam // (25)(9)

「他によることなく、寂靜であり、戲論によって戲論せられず、妄想分別をはなれ、無異のあることこれが真実の相である。」

「自知不随他 寂滅無戲論

無異無分別 是則名実相」(釈訳)

「寂滅無他縁 戲論不能説

無異無種種 是名真實相」(灯論)

「若他住寂靜 無戲論所戲

無異無分別 此即真實相<sup>(28)</sup>」(釈論)

つまり羅什の訳した「諸法実相」は、この偈によってみると「眞実相」に重点がおかれていることが判明するのである。「諸法実相」という合成語は「諸法」よりも「実相」に重点がおかれているということである。羅什は第九偈につづけて、第十偈・第十一偈に次のように訳出している。

「若法從縁生 不即不異因

是故名実相 不断亦不常」(十)

「不一亦不異 不常亦不断

是名諸世尊 教化甘露味<sup>(29)</sup>」(十一)

サンスクリット本には「実相」に相当する語はない。従ってこの「実相」は羅什が補ったものであり、これらの偈によるかぎりここでは「中論」の帰敬偈にある縁起の理法を指すにほかならない。羅什は「実相」を縁起の理法と理解していたのである。それではこの「諸法」は何であろうか。「中論」からは、これが何であるか明らかにはできない。しかし、般若經典にはこの「諸法」の原語が *dharma* であることが明らかとなっているから<sup>(30)</sup>、「中論」における *dharma* の中に「諸法」の意味をも含めて訳出したものであろう。羅什は縁起の理法を考えていたという点では

適切な理解であると言えるのである。

む す び

以上、漢訳「中論」にでる「法」を手がかりとして、特に羅什における「法」の理解について考察してきた。羅什は他の漢訳と同様に「法」という語を多用している。しかし bhava における「法」という訳語は適切とは言えないが、dharma の範ちゅう内に入るものとしては誤りとはいえない。また、「法」という訳語ばかりでなく、「有」「無」などその内容に応じて訳出しているようであるが、統一性には欠ける点がないわけではない。

また「諸法実相」は縁起の理法を正しく解することという点でナーガールジュナの意図を十分に理解した術語であると言いうことができるであろう。

- 注1 荻原雲来編、辻直四郎監修「漢訳対照梵和大辞典、10」(鈴木学術財団、一九六六)九五六頁参照。
- 2 中村元「インド思想の諸問題」一七七頁、第三章 法(ダルマ)の觀念参照(『中村元選集』第十卷、春秋社)。
- 3 平川彰「諸法無我の『法』」(印仏研十六の二)三九六頁以下参照。
- 4 国訳一切経中観部一 五頁参照。
- 5 国訳大蔵経論部五 頁。
- 6 宇井伯寿著作集(大東出版社)第四卷八頁参照。
- 7 吉蔵の「中観論疏」ツオンカパの「中論疏」はこのことを明確にしている。  
Pr (asannāpadā) p. 94. ただしチベット訳による訂正の偈を用いた。

- 8 大正蔵三十卷 四頁上。
- 9 例えば、第五章第一偈。第七章第九偈。同第三十四偈。第十章第十五偈。第十五章第二偈など。
- 10 Pr. p. 12 cf. XXI. 12
- 11 青目釈はこれを「万物」としている。
- 12 このことについては、今西順吉「竜樹によって言及されたサーンキヤ思想―初期中観派におけるサーンキヤ思想(一)―(北海道大学文学部紀要十六の二、昭四十四年三月) 四〇―四一頁参照。
- 13 今西氏前掲論文 四一頁。
- 14 宇井博士前掲書(著作集)一八一頁註一六四参照。
- 15 Pr. p. 84. ただし Pr. は第八偈となっている。
- 16 大正蔵 三十卷三頁中。
- 17 「善」第十七章第一偈。
- 18 「福」第十七章第十一偈。第二十四章第六偈。
- 19 中村元博士前掲書、一八五頁参照。平川彰博士前掲論文、三九八頁参照。  
Pr. p. 314
- 20 大正蔵 三十卷二二頁上。
- 21 第十七章第五偈参照。
- 22 第二十四章第八、三十三、三十四、三十五偈は *dharma-desana* 「仏の教え」とする。  
Pr. p. 165. ただし Pr. は第二十四偈となっている。
- 23 大正蔵 三十卷一一頁中。
- 24 この点と関連したものとして、平川彰博士前掲論文、三九九頁以下参照。
- 25 中村元「東西文化の交流」一九二頁、第二編第二章第三節(二)参照(中村元選集第九卷、春秋社)。

- 27 Pr. p. 372.  
 28 大正蔵 三十卷二四頁上。  
 29 同 三十卷二四頁上。  
 30 中村元「東西文化の文流」一九三頁参照。

北海道武蔵女子短期大学「紀要」第三号

鳩摩羅什の訳経——般若竜樹系経論——(一) 正誤表

頁・行	誤	正	頁・行	誤	正
五四頁三行目 五七頁二行目 同	塚本善降 輻 己	塚本善降 輻 己	同	惠精 於歎詠 <sup>一</sup> 。	慧精 於嘆詠 <sup>一</sup> 。
五七頁十一行目 五七頁十三行目 五八頁六行目 六一頁六行目 同	往往 阿耨達経 仍習誦 <sup>二</sup> 之 <sup>一</sup> 。 惠心夙悟 振 <sup>三</sup> 惠 积惠恭	往復 阿耨達経 仍習誦 <sup>二</sup> 之 <sup>一</sup> 。 慧心夙悟 振 <sup>三</sup> 慧 积慧恭	六二頁三行目 六二頁五行目 六三頁十六行目 六四頁六行目 六四頁七行目 六四頁十三行目 六四頁十四行目 六四頁十六行目	惠精 於歎詠 <sup>一</sup> 。 般若経 完成 著入地 故曰 富益 為後 標 <sup>三</sup> 判由宗 <sup>一</sup> 。	慧精 於嘆詠 <sup>一</sup> 。 般若経 完了 著八地 故曰 富溢 然後 標 <sup>三</sup> 判由宗 <sup>一</sup> 。
六一頁十三行目	积惠恭	积慧恭	六四頁十六行目	標 <sup>三</sup> 判由宗 <sup>一</sup> 。	標 <sup>三</sup> 判由宗 <sup>一</sup> 。

羅什訳「中論」における「法」について

鳩摩羅什の訳経―般若竜樹系経論―正誤表

頁・行	誤	正	頁・行	誤	正
六五頁十六行目 同 六六頁二行目 六七頁二行目 六七頁四行目 同 六七頁十六行目 六九頁四行目 六九頁六行目 七〇頁五行目	輒順 束君異 然期 <sub>二</sub> 棲神 標位 呈 <sub>一</sub> 。 什老 <sub>二</sub> 。 斯之 經典 玄装 No. 28.	輒順 来君子異 然期 <sub>二</sub> 神 標位 星 <sub>一</sub> 。 什考 <sub>二</sub> 。 斯文 経論 玄装 No. 28. (ただし初品のみ)	七〇頁十行目 七〇頁十四行目 七〇頁十六行目 七一頁六行目 七三頁六行目 七三頁十四行目	このあとに次の経を入れる。 Candrakīrti, Mūla-madhyamakavṛtti 訂正右に同じ 三三二頁下。 七六六頁上。 p. 34~39.	華嚴経(十地品) R. Kondo. Daśab- hūmīśvara nāma mahāyāna sūtram. Tokyo. 1936. Candrakīrti, Mūla- Madhyamakavṛtti. 三三二頁下。 七六頁下、七七頁上。 pp. 34~39.